

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第56条第2項
処分の概要	費用の徴収及び負担（第20条の措置に要する費用）
法令の定め	第56条第2項 第50条第5号、第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号及び第3号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（平成26年12月19日厚生労働省発雇児第1219第2号厚生労働事務次官通知）別表2・平成18年度母子保健衛生費国庫負担（補助）金及び結核児童療養費国庫負担金交付要綱にかかる養育医療の給付等に要する費用の徴収の取扱について（平成19年2月13日付け子ども第1765号通知）・骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則第2条
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係（医療・母子保健） （電話番号：011-206-6343）
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）